

■開運ブレスレット購入をきっかけに高額祈禱を契約してしまった

電話で開運ブレスレットの注文をした時に、自分の望みを聞かれ、それが叶わなければ、返金するといわれた。望みが叶わなかったため、返金してもらおうと電話をかけたところ、もっと運が開ける方法があると遠隔祈禱を勧められ、更にお金を支払ってしまった。

結局、効果を感じる出来事は何もなかったが、返金には応じてもらえなかった。

契約は、事前に内容を十分確認し、納得をしてから結ぶようにしましょう。

もし、少しでも不審に思ったときには、直ぐに、東北経済産業局相談室、若しくは最寄りの消費生活相談窓口へ御相談ください。

東北経済産業局相談室 電話番号 022-261-3011

受付時間 10時～12時、13時～16時